

V シンポジウムのまとめとしての 農業生産者等との 「連携推進組織」づくりの提案

1. 農業生産者等との「連携推進組織」づくりの目的

- ①日本全体として困難な課題を抱えている農業生産活動が、見沼たんぼ地域（さいたま市・川口市域）で人と環境にやさしい豊かな産業として存続し、発展していけるように、首都近郊である利点を活かしながら「農業生産者等と都市住民・行政・公的団体との連携・協力と支援関係を広げ、強めていく活動」を推進します。
- ②そのために、見沼たんぼ地域の人と環境にやさしい都市農業の振興方向、農業文化の伝承、食育活動、地産地消活動、農業体験教育活動、各種の支援活動などの今後の在り方・進め方についての農業生産者等との意見交換と共同での学習活動に持続的に取り組みながら連携活動を推進します。
- ③連携活動の内容としては、行政機関・農家経営者・市民団体のリーダーなどとの持続的な「意見交換会」を中心として、「農産物などの広報活動」、「農産物の販売イベントなどでの市民との交流活動」、「農業振興対策などの学習活動」と、その学習活動の成果のとりまとめとしての「広報紙誌の出版」及び「行政機関等への要望活動」などに取り組みます。

2. 「農業生産者等との連携推進組織」の位置づけ

- ①位置づけ
未来遺産・見沼たんぼプロジェクト推進委員会の内部組織である「市民が応援する見沼地域での人と環境にやさしい都市農業振興ビジョン研究部会」のメンバーを、当面、変更することなく「改組」して、「市民が応援する見沼たんぼ地域での人と環境にやさしい都市農業・連携推進部会」とします。
正式な略称を「見沼地域・都市農業・連携推進部会」とします。
- ②「改組」については、推進委員会の「総会」で承認を受けることとします。

3. 対象の農業生産者等との連携関係の創出と推進

- ①連携推進部会が主体となって、対象となる農業生産者等に連携関係の創出と連携活動への参加を呼びかけます。
- ②連携推進部会の呼びかけに応じて参加してくれた農業生産者等を「連携農業生産者」として「登録」します。
- ③登録した「連携農業生産者等」は、「連携会員」として位置づけます。
(連携会員からは、広報費用等として、年 2,000 円の参加費を集めたいと考えています。)
なお、農業生産者等とは、3,000㎡以上の農地の耕作を行う農業生産者・個人と農業法人・団体を指すものとします。(市民農園の耕作者は含まないものとします。)

4. 「連携農業生産者等」との主な連携活動の内容

- 登録した「連携農業生産者」との「持続的な意見交換」の機会を設けながら下記の活動に取り組みます。
- ①連携農業生産者の農産物等の持続的な広報活動
・広報紙誌の発行
・インターネット等を活用しての広報
・統一的な「見沼たんぼ地域農産物」の「ロゴマーク」などを活用した「ブランド化広報」などを行います。
 - ②公的機関の行う見沼たんぼ地域での農産物などの交流イベントなどに協賛し、市民と農業生産者等との交流・販売活動を推進します。
 - ③農業生産者と連携しての持続的な農業振興対策の学習・研究活動と、それを踏まえての行政機関などへの要望活動などを行います。

5. 『準備会』の発足

平成 27 年度に「市民が応援する見沼たんぼ地域での人と環境にやさしい都市農業・連携推進部会」の正式な発足に向けて、『準備会』を設置し、規約・運営方針等を検討します。

参考「見沼たんぼ地域」とは

- ①埼玉県が定める見沼代用水の低地側 1,260ha の「見沼たんぼ区域」を中心として、周辺台地側など、「見沼たんぼの干拓と 300 年ほどにわたる農耕の歴史」の中で、低地の「見沼たんぼ区域」と有機的な関係を持っている周辺地域の総体を指すものとします。
また、古代からの「見沼 = 御沼への湖水信仰・龍神信仰など、文化的な共通の歴史」や「見沼溜井・見沼代用水の利水関係及び舟運利用の歴史」などで、関係を持つ地域も含めるものとします。
- ②このような地域としては、広くは、見沼代用水の取り入れ口の「元塚（もといり）」地域から、瓦葺の東西水路の分岐地域、及び見沼溜井・見沼代用水の下流の利水地域（水下の村々）など、広範な地域が想定されます。
- ③しかしながら、当面の連携活動は、さいたま市と川口市の農業生産者等を対象とすることとします。

なお、見沼たんぼ地域として有機的な関係を持つ地域の判断は、農業生産者等への呼びかけ活動の主体となる連携推進部会が判断することとします。